

国立大学法人東京学芸大学におけるパック商品の取扱いの一部改正について

改正理由：旅費支給に関し、教職員の事務的負担を軽減・簡素化するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(パック商品利用時の旅費)</p> <p>第5 パック商品を利用する場合は、規則第7条第2項に規定する交通費及び同条第4項に規定する宿泊料に代えて、当該パック商品の実費額（手配手数料を含む。）を支給する。</p> <p>2 [省略]</p> <p><u>附 則</u> この取扱いは、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>[省略]</p> <p>(パック商品利用時の旅費)</p> <p>第5 パック商品を利用する場合は、規則第7条第2項に規定する交通費及び同条第4項に規定する宿泊料に代えて、当該パック商品の実費額（手配手数料を含む。<u>以下同じ。</u>）を支給する。<u>ただし、実費額に朝食代相当額若しくは夕食代相当額又はそのいずれも含まれていない場合には、次の各号に規定する額をそれぞれ加算した額（以下「パック料金」という。）を支給するものとする。</u></p> <p><u>(1) 朝食代相当額 日当の40/100</u></p> <p><u>(2) 夕食代相当額 日当の60/100</u></p> <p>2 [省略]</p>